



こんにちは
横浜市議員

日本共産党

週刊ニュース

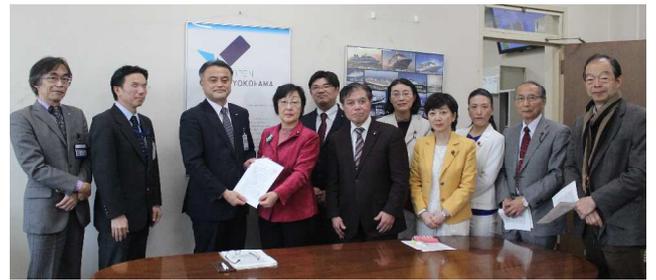
宇佐美 さやか です

日本共産党神奈川県事務所
横浜市神奈川区西神奈川3-2-17
電話：045-491-6843
FAX：045-491-6892
<http://www.usami-sayaka.jp//>

住宅地での「民泊」は認めるな！ 国際園芸博覧会を大型開発の手段にするな！

日本共産党横浜市議団(9人、荒木由美子団長)は12月21日に、林文子市長宛てに、旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会(花博)基本構想(素案)と「横浜市住宅宿泊事業に関する条例(骨子)」に対して、是正提案を行いました。

↓ 申し入れをする党市議団と対応する政策局=12月21日



「花博」は身の丈にあったものに

横浜市は、2026年、旧上瀬谷通信施設で国際園芸博覧会の開催をめざしています。

党市議団は、①素案のメインテーマ「Scenery of Happiness ～幸せを導く風景～豊かさを深める社会への契機・進化に向けて」は、横浜らしさも見えてこないことから、市民がイメージしやすいよう、日本語で自然、環境、緑の重要性を訴えるものに見直すこと。②開催意義と事業展開の考え方にある「観光MICE(マイス)の推進に貢献」や「郊外部の活性化拠点として上瀬谷の整備」は、花博後の都市基盤整備推進の意図を露骨に示すものであり、本来の花博の意義につながらないため改めること。③入場者規模を1500万人以上と想定しているが、横浜開国博Y150の有料入場者数実績は、目標500万人に対し124万人という結果をふまえて、1500万人入場者数を既成事実化しないこと。④会場外の関連公共事業は巨大化を避け身の丈にあったものにする。⑤土地利用とまちづくりは市民合意で。という5項目の提案を申し入れました。

対応した政策局長は、「再開発の手段にするつもりは無いが、基盤整備・土地利用・農業など、地域や市民の皆さんのためになるように進めたい」と応えました。

住宅地での民泊を禁止する条例に

2017年6月に「住宅宿泊事業法」いわゆる「民泊新法」が成立しました。この法は、届出ひとつで住宅地でも、住居を使って宿泊事業を行うことを可能にしたものです。これまで宿泊は、旅館業法で、衛生や安全確保などの基準に適合している場合のみに、許可されていました。

日本共産党は、住宅地での宿泊業の解禁は、安全確保の点からも問題があり、現在全国に広がっている違法な「民泊」の現状を迫認するものとして、反対してきました。

横浜市は、法成立を受けて、住宅地についてのみ規制をかけ、平日の月曜日から木曜日の営業を禁じる条例骨子を示しました。

党市議団は、住居専用地域だけでなく、木造住宅密集地や袋小路になっている地域、横浜市歴史的景観保全地区、旅館業法で規制されている学校、児童福祉施設などの周辺地域では、「民泊」を認めないことなど、8項目を申し入れました。

対応した文化観光局副局長は、「民泊そのものを悪とはいえない」「法を尊重し、市民意見を聞きながら条約制定を進めていく」と応えました。